

令和7年10月8日

夜間街頭検査を実施しました!!

～ 不正改造は犯罪です ～

函館運輸支局では不正改造車排除運動を実施しており、騒音の原因となっている違法マフラーを装着するなどの悪質な不正改造車の排除に向けた取り組みとして、北海道警察函館方面本部、独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部函館事務所と連携し、10月3日に今年度3回目の夜間街頭検査を実施しました。

夜間街頭検査を行った結果、合計15台の車両を検査し、回転部分の突出、騒音基準値の超過、最低地上高の不足等の不正改造があった12台に対し、整備命令※を発令しました。

今後も各関係機関と連携して、不正改造車の排除に取り組めます。

【実施結果の詳細】

1. 函館市石川町96番地付近実施結果

実施日時: 令和7年10月3日(金) 18時30分～20時50分

検査台数 : 15台(うち、二輪車2台) (前2回含めた検査台数 : 50台)

整備命令台数 : 12台 (前2回含めた整備命令台数: 25台)

2. 主な不正改造内容

タイヤ等回転部分の突出、消音器の取り外し、騒音基準値超過、最低地上高の不足
禁止灯火の取り付け

※整備命令とは、道路運送車両の保安基準に適合していない自動車について、道路運送車両法に基づき発令し、不良箇所等の改善を指示するとともに、改善状況の確認を行うものです。



〈問い合わせ先〉

北海道運輸局 函館運輸支局 検査整備保安担当 伊東(0138-49-8864)